

次期総合振興計画基礎調査報告書 確認事項について

1. 基礎調査報告書の産業別就業者人口（3ページ）における「分類不能の産業」はどのようなものか。

産業別就業者人口における「分類不能の産業」については、総務省統計局作成の国勢調査に用いる産業分類によると、「産業分類上いずれの項目にも分類しえない事業所」が分類されています。主な理由として調査票の記入に不備があり、いずれに分類すべきか不明の場合や記入不詳で分類しえない場合が挙げられます。

 平成22年国勢調査に用いる

中分類（82）—分類不能の産業

産業分類

大分類T—分類不能の産業

総 説

この大分類には、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。
これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

中分類（82）—分類不能の産業

253 分類不能の産業

産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。
これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

総務省統計局

2. 総合振興計画後期基本計画の観光客入り込み数（106ページ）と基礎調査報告書の観光入込客数（18ページ）の違いの理由について。

現総合振興計画後期基本計画の「観光・レクリエーションの活発化」（106ページ）における成果指標の観光入り込み数（約120万人）は本庄市の独自集計による数値であり、基礎調査報告書（18ページ）の観光—入込客数（約60万人）は埼玉県共通基準集計による数値となります。

前期基本計画（平成20年度～）策定当時、観光入り込み数は、市独自の集計方法による数値で成果指標を設定していました。平成23年に県が集計の共通基準を定めましたが、この集計方法によると、数値が大きく異なり成果管理に支障が出るため、後期基本計画（平成25年度～）においても継続して市独自集計の数値による成果管理を行っているところです。

次期前期基本計画では、県共通基準の集計方法による成果指標の設定を行う予定です。